

泉大津市木造住宅耐震設計補助金交付要綱施行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、泉大津市木造住宅耐震設計補助金交付要綱（平成25年7月1日施行。以下「要綱」という。）第18条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 この細則における用語の意義は、要綱の例による。

(補助金交付申請時の必要書類)

第2条 要綱第6条に規定する補助金の交付申請は、耐震設計補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項に規定する確認済証の写し又は同法第7条第4項に規定する当該建築物の検査済証の写し、（書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの）
- (2) 建物現況図（付近見取り図・配置図・平面図）
- (3) 補助対象建築物の現況の耐震設計前の耐震診断報告書
- (4) 耐震設計技術者であることを証する書類
- (5) 耐震設計見積明細書
- (6) 補助対象建築物の全部事項証明書、所有権を有する者が確認できる書類又はこれらの写し
- (7) 補助対象建築物の所有者の直近の市町村民税課税証明書等
- (8) 申請者が管理組合となる場合は、当該管理組合の組合規約及び耐震設計実施に係る決議書
- (9) 補助対象建築物の所有者と占有者（居住者）が異なる場合は、占有者（居住者）からの耐震設計に係る同意書（区分所有建物を除く。）
- (10) 補助対象建築物の所有者が複数あるときは、補助申請者以外の当該建築物の所有者の耐震設計に係る同意書（区分所有建物を除く。）
- (11) その他市長が必要と認める書類

(決定及び交付しない旨の通知)

第3条 要綱第7条第2項に規定する補助金の交付決定の通知は、耐震設計補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 要綱第7条第3項に規定する補助金を交付しない旨の通知は、耐震設計補助金不交付通知書（様式第3号）により行うものとする。

(着手届の提出)

第4条 要綱第8条に規定する耐震設計事業着手の届出は、耐震設計着手届（様式第4号）により行うものとする。

(設計の変更及び中止の手続)

第5条 要綱第9条第1項に規定する変更の承認申請は、耐震設計変更承認申請書兼耐震設計補助金交付変更申請書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

2 市長は、要綱第9条第2項の規定による承認をしたときは、耐震設計変更承認通知書兼耐震設計補助金交付変更決定通知書（様式第6号）により補助申請者に通知するものとする。

3 要綱第9条第3項に規定する耐震設計の中止の届出は、耐震設計中止届（様式第7号）により行うものとする。

(完了実績報告時の必要書類)

第6条 要綱第10条に規定する報告は、耐震設計完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて

行うものとする。

- (1) 補助対象建築物の耐震設計図（平面詳細図）
- (2) 耐震設計図に基づく耐震診断報告書
- (3) 耐震設計図に基づく改修工事の見積書
- (4) 耐震設計に係る請求書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第7条 要綱第11条に規定する補助金の額の確定の通知は、耐震設計補助金交付額確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（補助金請求時の必要書類）

第8条 要綱第12条に規定する補助金の請求に当たっては、耐震設計補助金交付請求書（様式第10号）に耐震設計費用の支払に係る領収書の写しを添付するものとする。

（補助金の交付の取消し）

第9条 市長は、要綱第14条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、耐震設計補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により補助申請者にその理由を付して、その旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 要綱第15条の規定による補助金の返還命令は、耐震設計補助金返還命令書（様式第12号）により行うものとする。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。